

2018年3月29日
株式会社あそしあ少額短期保険

普通保険約款の改定について

2018年4月1日より、家財総合保険、テナント総合保険、家賃補償保険、新家財総合保険の普通保険約款を改定いたします。

今回の改定は、保険業法に定める保険金額の限度額等の経過措置に関するものです。詳しくは改定後の約款をご確認ください。

なお、個別対応が必要となるご契約者様には別途ご案内を差し上げるようにいたします。

記

保険種類	改定内容
家財総合保険	<ul style="list-style-type: none">・ 保険業法に定める保険金額の限度額等の経過措置に関する規定について、所要の改定を実施します。・ その他用語の修正等を行います。
テナント総合保険	同上
家賃補償保険	同上
新家財総合保険	同上

以上

お問い合わせ先

株式会社あそしあ少額短期保険 社長室
〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番5号 九段北325ビル2階
TEL 03-3265-9290 (受付時間：平日 9:00～17:00) FAX 03-3265-9291